

富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成27年11月13日

時 間：午前 10時00分

富岡町郡山事務所 桑野分室

開 議 午前9時59分

出席議員（14名）

議長	塚野芳美君	1番	山本育男君
2番	堀本典明君	3番	早川恒久君
4番	遠藤一善君	5番	安藤正純君
6番	宇佐神幸一君	7番	渡辺光夫君
8番	渡辺英博君	9番	高野泰君
10番	黒沢英男君	11番	高橋実君
12番	渡辺三男君	13番	三瓶一郎君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
教育長	石井賢一君
参事官兼者	齊藤真一君
総務課長	伏見克彦君
参考事務官	滝沢一美君
企画課長	林紀夫君
税務課長	三瓶雅弘君
参考事務官兼者	猪狩隆君
住民課長	植杉昭弘君
参考事務官兼者	横須賀幸一君
産業振興課長	菅野利行君

参事 兼 農業 委員会事務局長	阿 久 津 守 雄 君
復興推進課長	深 谷 高 俊 君
復旧課長	三 瓶 清 一 君
参考事	郡 山 泰 明 君
教育総務課長	石 井 和 弘 君
いわき支所長	渡 辺 弘 道 君
参考事 兼 大玉出張所長	三 瓶 保 重 君
参考事 兼 生活支援課長	林 志 信 君
拠点整備課長	竹 原 信 也 君
産業振興課長 補佐	猪 犬 力 君
企画課 主幹兼課長補佐	本 宮 幸 治 君
産業振興課 商工係長	安 藤 崇 君

職務のための出席者

参考事 兼 事務局事務長	佐 藤 臣 克
議会事務局 庶務係長	大 和 田 豊 一

付議事件

1. 商業施設整備事業について
2. 大規模太陽光発電事業について
3. 国際共同研究棟建設事業について
4. その他

開 会 (午前 9時59分)

○議長（塙野芳美君） 皆さん、おはようございます。ただいまより富岡町議会全員協議会を開催いたします。

ただいまの出席議員は全員であります。欠席議員はありません。説明のための出席者は、町長、副町長、教育長以下関係課長等であります。職務のための出席者は、議会事務局長、係長であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集の理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮本皓一君） 皆さん、改めましておはようございます。全員協議会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、大変お忙しい中ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。本日の全員協議会の案件は、商業施設整備事業及び大規模太陽光発電事業並びに国際共同研究棟建設事業の3件について、議員の皆様にご説明申し上げるものでございます。

詳しくは、担当課長より説明させますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（塙野芳美君） それでは、付議事件に入ります。

1番、商業施設整備事業について説明を求める。

産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） おはようございます。では、早速でございますが、1番の商業施設整備事業についてご説明したいと思います。着座の上、説明させていただきます。

商業施設につきましては、復興に向けて必要不可欠な商業施設については、これまでマーケティング調査等を実施いたしました。その内容を踏まえて、施設候補地の用地施設の所有者との交渉並びにその関係テナントの方々、事業者の方々と協議等を行ってまいりました。本日は、これらの経過と加えて臨時議会に関連予算を上程しておりますので、その概要をご説明いたしたいと存じます。

説明は、猪狩補佐のほうで行いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（猪狩 力君） それでは、富岡町内復興拠点の複合商業施設の整備についてということで、こちらA3の資料に基づいて説明をさせていただきます。

1、本事業の目的及び趣旨につきまして、一番上のところに記載させていただいてございますが、1つとしまして、富岡町では、平成27年6月に第2次復興計画を策定した中で、早ければ平成29年4月の帰還を目指してということで、JR富岡駅北西部の曲田地区から岡内地区を復興の中核拠点と位置づけましたところでございますが、その中で今年度におきましては、富岡町内の役場の一部再開が10月1日に行われ、交流サロンが10月5日に開設したところでございますが、続きまして来年度につきましては医療施設、そして商業施設などの町民が生活する上で必要となる機能を整備することとしてございます。

2ぽつとしまして、しかしながら、帰還時期の当初においては、やはり住民避難に伴う商圏の減少という状況がありまして、民間事業者みずからの商業再開は非常にリスクが高く、困難な状況と思われるところでございます。

3ぽつとしまして、そういった中で町が民間事業者にかわって、国支援の津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金、通称津波補助金と呼んでございますが、こちらを活用することにより、町が主体となって商業施設を整備し、民間事業者に運営を行っていただくという公設民営型の複合商業施設を整備するという考え方でございます。そして、帰還する町民及び廃炉または除染等の作業員の生活に必要となります商業施設を整備するというものでございます。

続いて、4ぽつとしまして、施設整備に当たりましては、やはり町民、近隣町村の住民、作業員の方々など、当町に多く往来される方のニーズに応えるため、双葉郡の中枢として本町の役割を果たす必要からも、適正な立地場所であり、規模であり、業種を明らかにするマーケット調査をこれまで実施してきたところでございます。

続きまして、Ⅱの施設整備計画の概要につきましてでございますが、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたマーケット調査を実施した結果でございまして、1つとしまして、場所についてでございますが、国道6号線にあって商業の適地で再利用可能な施設であるということ。それから、多くの町民が従前から買い物に訪れており、帰還に向けて復興のシンボルとなり得るものということで、そしてまた施設の規模が敷地が約2万4,500、延べ床面積が7,100、売り場面積が約5,250平米と非常に大きく、駐車場スペースとしても約330台駐車可能ということであることから、富岡ショッピングプラザT o m一とむの再利用という考え方でございます。

続きまして、その2の施設形態・業種・規模についてでございますが、こちらにつきましては、複合型の公設民営施設という考え方で進めたいということでございます。富岡ショッピングプラザT o m一とむの建設上の特徴といいますか、柱の位置ですとか水回り、従前のバックヤード、入り口等の位置を考慮しまして、さらに加えて民間事業者、地元の商業者の方、あとそういった方のヒアリングを通してある程度推計した部分の業種別の売り場面積を富岡ショッピングプラザセンターに当てはめまして、業種別の面積を出したところでございます。それにあわせて、商工会を通して実施いたしましたアンケートの中で、商業者以外の貸し事務所のニーズも高いというようなことがわかりましたのでそちらにつきましても、同居させる計画で進めたいという考え方でございます。

震災の影響もあって、商圏がやはり先ほど縮小しているという状況をお伝えしましたが、隣接自治体も一定の商圏範囲ということで見込めるところから、また作業員の需要も考慮しまして、マーケット調査の結果を主に下記に記載させていただいた業種で想定した面積を出させていただいてございます。1つとしては、食料スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、100円ショップというようなこちらの面積割となってございます。さらには、飲食店、理容、またその生活していく上での必要なサービス業ということで、ほかにマッサージですとかクリーニングというような、そういった出店も

考慮してございます。

続いて、Ⅲの事業スキームでございますが、こちらの商業施設部分ということでございまして、国県、町それが商業者に対する支援という形でスキーム上なってございまして、それで町が管理運営につきましては指定管理というような考え方を持って計画をしているところでございます。

なお、この国からの事業者が直接支援ですとか、県の支援につきましては、電気料金ですとか、人件費といったものの現行制度でございます補助制度を検討しているところでございます。

続きまして、IVとしまして店舗整備・運営費用、こちらも商業施設部分でございますが、当初出店していただく事業者につきましては、負担をなるべく軽減するという意味で、津波補助金の中で重機等が見てもらえるという部分がございますが、基本的には出店する際の商業者の方は消耗品等の部分の負担、さらには運営をする段階での光熱水費等の負担ということが出てくるかと思いますが、今申し上げました負担される光熱費につきましては、現行制度の中での一定の補助制度が国、県ということで準備されてございますので、そういうものを活用しながら、なるべく負担が出ないような形で進めたいというふうに考えております。

それから、5番目のスケジュールについてでございますけれども、1として町内事業者の説明会、実はこちら11月9日、10日と2日間いわきと郡山で事業者に対する説明会を開催したところでございまして、3回合わせて32事業者の方の参加をいただいたところでございます。

2としまして、不動産取得・廃棄物処分費予算の上程、こちらにつきましては、先ほど課長からもありましたが、本日の午後臨時議会のほうに予算を上程させていただいておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。総額では11億8,000万円ほどの計上をさせていただいているところでございます。

それから3番目として、町内事業者の出店調整と確定ということでございますが、先ほど32事業者の事業説明参加をいただいているところでございますけれども、そちらの事業者をさらに広げまして、または直接ヒアリングをしながら、事業者の方の確定という、予定時期としましては12月の上旬ごろを目安に事業者の確定を求めたいというふうに考えてございます。

それから、4の改修費の上程予算ということで予定ですが、12月の中旬ごろに改修費のほうも予算として上程させていただく計画でございます。

それから5番目に、基本・実施設計、こちらは全体の各店舗の設計につきましては、1月を目安に進めているところでございます。

さらに、6の廃棄物の処分、こちらにつきましては、先ほどのこの午後に行われます議会のほうに予算計上させていただくわけですが、そちらが了解をいただけましたならば、廃棄物の処分という形で12月から3月初旬に向けて廃棄物、富岡ショッピングプラザ内にそのまま残っています品物の廃棄を進めたいという考え方でございます。

その後、7番目に津波補助金等の国への申請、交付決定ということで、こちらの申請を済ませ、2

月を目安に交付決定をいただくというような手続をとる考えでございます。

それから、その交付決定があった後に、本体工事に着手ということで、こちらは28年4月からということで、帰還の前段であります開所時期を28年の秋ごろという形で計画をしているところでございます。

それから、今回のこの商業施設を進める中で、不動産鑑定を実施しまして、土地、建物等の金額を所有者様にお伝えし、了解をいただいたというところでございますので、施設内の廃棄物の処分につきましても、順次12月から実施したいというふうに考えております。また、一番心配される出店テナントにつきましては、今現時点で入りたいという方もいますし、またこれからそれを広げるような形でテナント調整に入っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） ここにT o m一とむという写真がありますけれども、町長、昔敬老会の日に70歳過ぎた人に1万円の商品券を配布したということがあるのです。ところが、その使われ方、ここに書いてあるT o m一とむとか藤越に78%は行っている。地元商店街におりたのは22%です。

こういう結果踏まえたときに、それで今の商店街は、富岡中央商店街というのはいわゆるシャッター通りになってしまったということで、やはりその原因は行政にもあるのだろうと、こう思うのです。ですから、今地元に帰ってやろうという意欲のある人たちをいわゆる阻害してしまうのではないかと、さつきの話のように。商品券の使われ方のように、いわゆる地元でやる気のある人たちを阻害してしまうのではないかということで、これ確かに立派な工法ですけれども、そうなるとかえって出店再開をしなくなるという可能性のある業者もたくさんいるわけです。その辺についてはいかがですか。

○議長（塙野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） ご懸念の点でございますが、当然商業全般、今回のこの計画自体は、町民の帰還の受け皿で一点突破的なものでございます。ですから、まずよく言われるような住民が先か施設が先かとはあるのですが、やはり今後商業全般見ても、人が帰っていかないと当然言うまでもなく成り立たないと思っています。そういう意味での一点突破的なまず風穴をあけるというような位置づけでございます。

商業全般についても、当然人が戻る、あるいは人を戻すためにも商工業全般の底上げ必要だと思っていますので、それはそれで別ではないのですが、それは議員さんご懸念の点も含めまして、今後やっぱりきちんとした形で示していくべき。ですから、説明会とかにおきましても不公平感というのを述べられましたが、そういった中でのやっぱり一点突破的で、あわせてそれに引きずられるわけではないですが、商業全般の底上げという二段構えではないですが、そういった考え方で取り組んでまいり

たいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） それは、例えば広野町にイオングループが来ますよね、1等地。そうすると、あれは限定つきなのです。イオンはやりたくない。ところが、無理やり広野の1等地を提供するからということで、あれは3年間の限定なのです。イオングループにそっくりやると。そのかわり、3年間の限定ですよということがあるのです。

だから、先ほども申し上げましたように、ここに一極集中してしまうと、ほかの帰って商売始めようとするその意思を無視したような、無視したというのは大変失礼ですけれども、商業者の意識そのものをやっぱり意向調査などを徹底的にやっていただいたのかどうか伺いたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） 繰り返しになるかもしれません、一点突破という言葉が悪かったかどうかはあれなのですが、地ならしというか、最初はやはり呼び水的なところが必要だと思っているのです。

あと、地元の業者の方も、当然このテナントに入られる方に対しての説明も行っております。ですから、当然やる気のある方で条件が合えばという条件つきですが、やはりこの施設の中で地元の業者もやっていただきたいと思っています。ですから、その辺に対しては今後なお説明と、時間はないですが、それを進めていきたいと思っています。

あと、これも繰り返しになりますが、やはり商業全般という形で商圈の問題とか、あと町内の状況もありますので、その辺を踏まえまして商業者の方とも今後より一層協議とか検討進めていく。その上でのどういった形でこの町全体あるいは商業全体を底上げしていくかということについては、この全精力を尽くして今後やっていきたいというふうに思っています。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） よくわかりました。

それで、指定管理者というのがここに出てきます。そうすると、この構想からしてこれが成功するかしないかわかりませんけれども、指定管理者になり得る人がいるのかどうか。

また、ここで赤字が出た場合に指定管理者、いわゆる町の行政のかかわり方はどのようなものかお知らせいただきたいと思います。というのは、指定管理者、課長ご存じのようにリフレ富岡、あれ当時企画課長だったのが県から出向してきた若い人なのだ。1,100万円の毎年黒字出ますよという説明で始まったのです。結局あれは年間収入5,000万円、それで係る経費は1億9,000万円、毎年1億4,000万円ずつ一般会計から指定管理者に払っていたわけです。それは、あなた総務課の補佐だったでどうからよくわかると思うのですけれども、そういうかかわり合いを明確にご説明いただきたいと、こう思います。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） 指定管理者ということで、議員ご存じのとおり今回の場合はなかなか民間独自では最初からできないという状況でございます。それがゆえに、公設民営という方法とつておりますので、公設民営ですと、当然役場が直接やれるわけではないので、指定管理者。公設がゆえに指定管理者でやっていきたいというふうに思っています。

あと、実際に始まった中ですが、やはり指定管理者当然指定管理の条例等もありますので、今後の報酬等、あるいは実際のどういった選択をするかというのは、条例等に基づいて隨時進めていく考えです。

あと、当面の問題なのですが、やはり当初から例えば営業がどうかというと、なかなか難しい点もございます。ですから、これはまだはっきり決めたわけではないのですが、ある一定の期間の中で、どの時点で営業成績が上がるかというのなかなか難しいのですが、一定の期間を見て、指定管理の制度自体もその期間を見越して設定していくって、企業の方にも努力していただいて、それをやはり指定管理の内容を成り立っていくような、そういう形にしていかないとまずいと思っていますし、そうしていきたいと思っています。

以上です。

○13番（三瓶一郎君） 終わります。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） ちょっと補足させていただきます。

今回のこの商業施設ですが、今ほど課長からもありましたが、鶏が先か卵が先かという議論が出てくると思います。と申しますのは、どうしても商業施設がなければ、買い物するところないのだから帰れないでしょうということがつながりますし、だからといって商業者に自助努力をお願いしますというような話をしたときに、住民が戻っていないのに商売にならないでしょうという話になると思います。そういう意味では、平時であれば今の13番さんがお話しになられたような指定管理者制度等についても、当然これらのものは今お話があったようなことにかなり注意をしなければいけないわけですが、町として復旧、復興を何とか戻れる町民と一緒にやっていきたい。それから、今すぐ戻れなくても将来戻るという町民と一緒に復旧、復興していくという、その強い意気込みというもので、これらをこれから復興庁あるいはこれらを支援していただける経済産業省、これらに私のほうからも強くいろいろと支援制度あるいは制度資金、これらの充当を考えながら要求、要望していきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

〔「了解」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 津波補助金ということで、国からの補助金で不動産を11億8,000万円、あと

一定期間減免すると。やはりこれから商売やりたい人に対して、家賃取らないからどうぞ公設民営で頑張ってくださいと。これ読ませてもらった限りで、私は結構いい話だなと理解しています。

ただ、富岡町町民がいわきとか郡山とか、もう既にお店を出して自力で頑張っている人もいます。そういった方とのバランス。結局富岡に戻れば、公設民営で家賃も一定期間だけで、中もきれいにしてくれて、町がT o m一とむ買い取って国からの補助金でやってくれると。当分は、今お客様が先か何が先かという話ありましたけれども、赤字はかなり予想されると。そういうしたものにも補填をお願いしたいと今町長からも話ありますけれども、だけれども、やはりそのではよそで頑張っている人は自分で勝手にやってくださいというわけにいかないと思うのだ。これと同じぐらいのものを考えているのか、全く考えていないのか。富岡町に戻ってくる人は富岡町が考えるけれども、いわきだか郡山というのは国、県が考えるべきだと思っているのか、その辺をちょっと聞かせてください。

○議長（塙野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） 議員さんの申されていること、非常に私もわかるところはあるのですが、結論から言えば、今ではほかの町で出店した方々に直接何か支援するのか、しているのかといえば、なかなか難しくて、その辺は直接はできません。

ただ、今後なのですが、町として例えば他の町で出店されている方に何ができるかというのは、これまでそういうことも多分全国でも世界でもなかなかない事例なので、はっきり言って今のところわかりませんが、当然第三の道とか、そういった形で避難しながらもという考え方の中で、お金を直接やるか、そういうことは言えませんが、そういった形で何ができるかというのをやっぱり考えていかなければならないと思っていますが、結論から言えば、今のところはなかなかどういったものをやつていったらしいのかというのはない状況でございます。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 実際今の課長の答弁のように、何をやっていいかわからないというのが実態だと思います。

ただ、やはりグループ補助金のようなものを、使い勝手のいい、郡山でやっても、福島でやっても、県外でやっても、これは富岡で商売やっていた人はよそへ行って頑張ってくださいよと、そういうふうにしないと、そういうことも復興庁にお願いしながら、富岡町で出店する業者さんだけではなくて、よそで頑張る人もやはり富岡町は第2復興計画のときに第三の道ということで、いつかは富岡に戻ろうだから、いつかは戻ってくるためによそで稼いで生活しなければならないわけだから、そういうことを考えた場合にいや、富岡に戻らない人は私ら関係ないよというスタイルは絶対とらないでほしいということで、やはりそのなりわいが立つようなことを考えていてもらえるということを同時並行でやってくれるということを発言してほしいです。

○議長（塙野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） 肝心な点がございました。

ご存じのように、今国とか民間も含めてなのですが、事業者の方、8,000社全部国のほうで回るという形で、避難されている事業者を回っております。方向性としては、12月までに全部は回れるわけではないのですが、今回った中での事業者の実態とかあるいは支援策についてやはり今後まとめていくと。当然町も、その中でそういう方向性が出れば、避難している自治体あるいは事業者にとってはこういうものが必要だと。だから、新しい制度なり、そういうものが必要であれば、それはやっぱり調査の結果を踏まえてどんどん要望していきたいと思っています。ですから、まずは国自体が今やつておりますので、その事業者のヒアリングというようなことを、結果今12月ですので、間もなく出ると思いますので、そういうものも踏まえて今後その何ができるかと、あるいは今の時点何が必要かということがわかれれば、それはどんどん要望していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） 2点ほどお聞かせいただきたいのですが、まず1点が廃棄物の処分というの非常に大きな予算を計上されていると思うのですが、これは通常であれば民間であれば、民間というか自分の家のごみであれば、今環境省のほうで廃棄物とかを集めていると思うのですが、これはやっぱり事業ということで、普通に通常の廃棄物業者のほうに処分をするしかないのかなというふうに思うのですが、そういう形でこのぐらいの予算になったのかなというのを1つと、あと建物の所有者様の協力が得られるということというふうに書いてあるのですが、これ土地の所有者の皆さんとの打ち合わせはどういうふうになっているかお聞かせください。

○議長（塙野芳美君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（猪狩 力君） お答えさせていただきます。

まず、1点目の廃棄物の処分の仕方といいますか、こちらにつきましては、相当な金額ではありますけれども、実質その入っていらっしゃった各テナントさんが廃棄をそれぞれするべきだと、本来はそういう状況かと思うのですが、実質今回ある程度決まった期間までに商業を整備したいという町の考え方のもと、実際に町がその所有者様の了解をいただいて、なおかつテナント様の了解もいただきつつ廃棄に当たる。廃棄につきましては、環境省にも入っていただきまして中を見させていただいて、いろんな安全にかつスピーディーに廃棄する手続をとっていきたいというような考え方を持って今取り組んでいるところでございます。

そして、その土地の関係につきましては、協力いただくオーナー様はもちろんご協力いただけること。それから、駐車場かなり広い土地になってございまして、所有者の方も1事業者ほか8名ですか、そういう地権者の方の交渉は一巡しておりまして、その中で協力いただける。まずは、この計画に賛同いただけるかどうかということでは、皆さん計画については協力させていただきたい。

あとは、もちろん補助制度上の売却という形と、または売却に応じられない方という方の中で、今現在2巡目でもう一度内容を説明させていただきながら、土地取得に向けて取り組みたいというような状況でございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） 特に処分については、ちょっと非常に予算的にも大きかったので、もちろん国費になるのだろうというふうには思いますが、無駄がないように、環境省のほうで引き受けただけるのであれば、もう少し予算を縮小できるのかなというふうに思ったものですから、そのあたりもまたやりながらということになるかもしれません、あわせてお願ひしたいなと思います。

土地所有者の件も今のご説明でわかりましたが、やっぱりあれだけの駐車場あったほうが便利かといふのはわかっておりますので、もしかしてまだ土地を売っていただけない場合は、賃貸とともに考えていらっしゃるのかももう一点質問させてください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（猪狩 力君） ご質問いただきました廃棄物の関係につきましては、処理費用につきましては一旦町のほうで計上させていただいた後に、こちらは東京電力への賠償請求、いわゆる行政賠償という形で請求したいと。これにつきましても、東京電力に町のほうが説明を求めて回答をまたいただいているというような状況でございます。

それと、あと先ほど土地につきましては、全部が売却ということであればよろしいのですけれども、実質今やはりどうしても売却に応じられないという方がいた場合につきましては、賃貸という形も視野に入れながら、午後でお示しさせていただきます予算の中で、賃貸という部分も計上させていただいておりますので、その中でご説明をさせていただきたいというように思っています。

○議長（塚野芳美君） いいですか。

○2番（堀本典明君） 終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） まず、スケジュールで町内事業者への説明会を行ったということで、32事業者が出てきた、説明会に参加されたということで、この32業者の職種というか、そういう分類はどういうふうな数になっているのか。

そして、このⅡ番の大きな枠のところに、ある程度の平米数が出ているのですけれども、この中で大体ここに出ているのだと3,000平米で、延べ床が7,100、売り場が5,250ということでいくと、バックヤードとったにしても売り場の5,250からすると2,000平米ぐらい余裕があるのですが、それがサービス業に回るのか、それともほかに回るのか。

それと、ニーズの高い貸し事務所についても同居させる計画ということなのですけれども この32業

者来た中で、当然全員が入れるとは思えないのですが、32業者の中からまた個別に話をされるということなのですけれども、どういう基準でそれを選んでいくのかというところを現在どういうふうに考えているのかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（猪狩 力君） 町内説明会での32業者の内訳でございますが、32業者のうち食料品小売業が1店舗、飲食店が2店舗、理容1店舗、美容1店舗、雑貨小物小売業が1店舗、旅館業が3。そのほかにつきましては、いわゆる事務所的な事業所といいますか、そういう分類に当たるというようなことでございます。

それから、基準ということでございますが、今回商業施設を整備するということで考えてございまして、商業施設が仮に同じ事業者が重なった場合につきましては、やはり床屋さん、床屋さん、床屋さんという形はなかなか難しい。そういう分につきましては、説明会の中でもご質問いただきまして、やはりそういった部分については、ある程度さらに突っ込んだ打ち合わせをさせていただくと。いわゆるその皆さん全員がやれるスペースがとれないものですから、ある程度集約させていただけないか。ある意味1店舗の中で共同経営ができるのかというようなご相談もさせていただいたり、または飲食店につきましては、やはりその内容が若干変われば、それは飲食店を高速道路のサービスエリアのフードコートのような、並べて入っていただくような、そこで食事をとるスペースをつくってというような考え方でございます。

それから、その面積割につきましては、あの施設が大変大きい施設になってございまして、その中でももちろんその出店意欲のある事業者の方の声で大きくとれればと思うのですが、実質その調査事業でもあったように、ある程度の商圈の形からいいますと、実際7対3ぐらいの割合で商業スペースまたは貸し事務所。貸し事務所につきましては、やはり全部が商業で埋まらないというような部分を考慮しながら、または先ほど申し上げました商工会で行いましたアンケートの中にも、そういう貸し事務所をぜひ使いたいというようなお声がありましたし、実質そういう声が非常に大きいという部分がありますので、そういう中で商業者の貸し事務所というスペースをとりたいというふうに考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 複数あるところは、ある程度調整していくというのはしようがないかと思うのですが、一番重要だったことは、富岡町内で事業を少なからず商業、工業問わずこの32事業者の方々は事業を何かしら再開をしたいというふうに思っている人たちなわけで、先ほどの5番議員さんの話ともちょっととかかわってきてしまうのですが、せっかく事業を再開したいと思っている人たちをただ単にここで面積だけで振り分けることによって、その人たちのその帰還意欲というか、事業の再開意欲が失われるということが非常に危惧されますので、ぜひとも調整できる限りやっていただいて、なるべく全員の事業者がこの場所ではないにしても、きちんと再開ができるような形の方向で考えて

いっていただきたい。こここのところばかりに考えが行ってしまって、そのほかの人を排除することによって、その帰還意欲がそがれるということが一番危惧されますので、その辺はどういうふうに考えているか、ちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） お答え申し上げますけれども、まずこの施設では当然限られる面積でございますので、いっぱい出てくればうれしい悲鳴なのですが、やはりそれは事業者の方々と実際に出店調整という形でお話し合いをさせていただいた上で決めるようになると思います。

あと、再開の意欲の件でございますが、これも先ほど申し上げましたように、あくまでこれは帰還の解除に向けた呼び水的な、一点突破的な話でございますので、商業あるいは産業全般については、当然町を再生させていく上では、帰っていただいてその中で事業を再開していただくのが当然というか、重要なことでございますので、それはそれでやはりきちんとした再生あるいは町の復興に向けたデザインというか、計画なりそういう事業なりで行動していくというような考え方で今後進めていくべきものだと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 済みません。それから、先ほど広い施設、広い施設という話が何回も出てくるのですが、3,000平米に対して売り場面積5,250、バックヤードが7,100。そうすると、バックヤードが約1,900平米で、売り場面積も大体3,000平米とあと2,000平米ぐらい売り場面積のスペースとして残っているのですが、その分の活用はどういうふうになるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（猪狩 力君） こちらの面積につきましては、今調査事業で行った中でのものに加えて、先ほど説明させていただきました地元事業者のヒアリング等で推計したものが基準となってございます。

あくまでこれからその事業説明会で出ていただいた方の意見をもとに、面積については変わるものでございますが、全体でこのお示ししました面積足すと2,930ぐらいになりますが、実質その商業ベースで施設割をしますと、先ほども約7対3というようなお話ししましたけれども、そのほかについて例えば商業ベースで出ている部分の以外については、やはりバックヤード的なものも当然ありますし、共有スペースというものもございますので、そういった中での面積割となつてございます。実際今現時点で面積をここはこうというある程度決定的なものでは、確定的なものではないという状況でございますので、その辺につきましては、今後の事業者の出店意欲に大きくかかわってくるのかなというようなことでご理解いただければというふうに思っております。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） 2点ほどお伺いいたしますが、1点は、先ほどちょっと私聞き漏れしたのですが、この11億8,000万円の工事費、不動産取得、改修費等のこの内訳、どういうふうなこの11億8,000万円の金額なのか、その1点と、これだけの施設をこの大きな4番の（2）の運営費を事業者負担ありという項目なのですが、この賃料は一定期間減免すると。要調整を予定というふうに書いてあるのですが、この商工業者だけ、一番はどのくらいの期間減免というか、そのものの減免するもとになる賃料というのはどのくらいを予定されていて、一定期間減免されるということになるのか。

なぜこれを私質問するかというと、やはりいろんなほかの事業者から、なぜ商工業者だけ町はこれだけの予算を計上して、先ほど言われたように町民の帰還というのは第一の目的ですから、これは必要性は十分あると思うのですが、ここにかかると思うのです。賃料の一定期間の減免というふうな、この例えば10年とか20年減免するとか何かは、そういうあれはないと思うのです。我々町民の固定資産税でも、3年間がこの2分の1の減免処理ということ先般申し上げておりました、これは郡内ほとんどそういう形をとっておりますから。そのあれをすると、ほかのあとは事業者、いろんな商業者以外の事業者に対して、この程度というのはやはりこの辺の期間の一定期間を完全に定めておかないと非常に矛盾が生じますから、その辺詳しくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（猪狩 力君） 予算に関しましては、先ほど11億8,000万円と申し上げました。そちらにつきましては、不動産の取得とあわせて廃棄物の処分合せた金額となってございます。

さらに、その詳しい内訳ということにつきましては、土地が3億6,000万円、建物が1億1,000万円、大まかな数字でございますが、廃棄費用が7億8,000万円というような内訳となってございます。先ほど言いましたように、この7億8,000万円は行政賠償という考え方ということでございます。

〔何事か言う人あり〕

○産業振興課長補佐（猪狩 力君） 失礼しました。7億800万でございます。失礼しました。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） 減免の件にお答えいたします。一定期間の減免ということでございますが、これは先ほど出した指定管理者との関係もございまして、どうやって運営していくかと。その元手は何かということにかかわってきますので、その辺の設定になると思います。

賃料というか、そのそもそも幾らかにして、それをどのくらい減免するかというのは、今後の指定管理のスキームとか、あと業者の方からも提案いただいたりするわけですので、その辺での設定になると思います。ただ、少なくとも複数年は必要だろうとは思っております。具体的な期間につきましては、今後ということでございます。

あと減免ですが、基本的に事業者負担ありと書いてあるのですが、町のほうでというか、津波補助金で持てる部分は、初期費用ということで（1）にある分です。あと、運営費用としては今後の検討

とはなるものの、やっぱり地代については減免させていただくと。それ以外については、やはり制度上合致しない部分とかいろいろございますので、それは業者の方で変わってくると。ですから、そういう意味では業者によっては負担が出てくるという場面もありますというような内容でここでご説明しております。

以上でございます。

〔「産業振興課長、ついでに。税金は払っても3年間だから、それは税法で取らざるを得ないんだろうけど、その辺」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） 事業者の負担ということでは、帰還した後3年間は固定資産の話です、済みません。2分の1でございますが、それ以降は今の制度からいえばかかるようになってきますので、そういう部分、これは将来的にどういったことで運営させていくかというのはあるのですが、一般的にいえばそういう固定資産がかかる場合もあります。

というのは、償却資産とかいろいろございますので、そういう部分では課税されて負担が出てくるということも想定されます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 私からも補足してご説明をさせていただきます。

1点、この資料の真ん中4番ですか、賃料、これはやはり出店を決める大きな要素になるので、皆さん非常にどうなるのだというところがあると思いますが、これ済みません、繰り返しですが、まだ決まっておりません。

ただ、公設民営の先行事例でどういう設定をしていたのか。何年間減免していたのかとかいろいろあると思います。あと、これは今までにない大型の商業施設でございますので、先行事例も参考にならない部分もあるかと思います。いずれにしましても、出店される皆さんにとって非常に重要な点なので、これも早急に方向性あるいは額の最終的な確定まではすぐには決まらないかもしれませんが方向性はお示ししながら調整を進めてまいりたいというふうに思います。

一方で、先ほど来公平性の問題です。ここだけに何か集中投資というか、優位に働くようなというご懸念は非常に我々もそういう部分は当然出てくるのだろうなと思っています。このご指摘いただいた点、例えばさつき賃料については20年もとなったらどうなのだというようなお話、ご趣旨だと思いますが、そういうご意見、きょうご意見いただいた分も、あと先ほど町内、町外の話もありますし、まさにそれ以外の商店街どうするのだ。まさに先駆けとしてこれをまずやるというのが1つ目標なのですが、ご指摘いただいた点も十分我々も考慮しながら、中長期の展開も視野に入れながら今後この事業、その他事業の構築に努めてまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思い

ます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） よくわかりました。

非常にこの土地、建物の取得ということで、それと廃棄物で7億何千万円ですか、土地の3億円というのは、私ちょっとこの坪数から推してどうなのかなと。やっぱり賃貸借が絡むからこの金額に抑えられているのかなという感じはするのですが、総面積からして2万4,500平米ということは、7,500坪以上あるわけですよね。7,500坪の坪4万円ぐらいの計算なのですが、面積が多いからこの金額だといえばそうなると思うのですが、今実際地権者は何人ぐらいいるのか。相当な人数地権者はいると思うのです。地権者から、地権者の一人一人の面積を考えると、こんな安い金額で買えるのかなと、実際。その辺が恐らく地権者全員売買するというような同意はまだ得ていないと思うのですが、その辺ちょっと詳しくお知らせ願えないのかなと。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（猪狩 力君） 地権者の方につきましては、人数的には1社8名という数になります。

ご質問いただいた地権者全てが土地の売買に応じるという部分であれば、今議員がお話ししましたものではちょっと金額的なものも合わないのかもしれません、実質先ほど申し上げましたように賃貸と考えている方もいらっしゃいまして、その賃貸と考えている方に対しましても、粘り強く交渉というのはこれからもあるのですけれども、今現時点では賃貸という方で少なからずいらっしゃいますので、その部分で金額が全体の売買価格よりも下がっているということですので、あとまた価格につきましても、不動産鑑定を行ったものでございますので、適正な金額ということで交渉の中で進めているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） わかりました。

1社8名ということで、まだ全て売買というような形ではないと思うのですが、一部賃貸が生じるのかなという感じはするのですが、とすると賃料においても、この賃料についてもまた毎年かかるわけですよね。その辺のこの賃料は賃料、との光熱費、雇用等は一定の条件つきで国の補助制度があるということでこれはわかるのですが、その他この管理費用、その辺の余りにも賃料を減免すると、全てこの賃料も出なくなってしまうのではないかなど、みんなこの指定管理者負担になてしまうのかなということは、持ち出しがどんどん、どんどんまた従来のように一般会計のほうから繰り出すような羽目になつては、非常に将来において危惧を感じられますから、その辺十分踏まえて、その辺のことも考えていただいて、今後出店者とこの辺のことも十分話し合っていただきたいと思うので、

その辺のことをもう一度。

○議長（塚野芳美君） 課長、あれですけれども、借地料、その取り扱いのことも含めて説明してください。今そういう質問も入っていますので、借地料も。

〔「議長、お言葉返すようで申しわけないですが、予算審議でない
んで、この後予算審議あるわけですから、これらについてはこ
こで時間をとることが果たしていいのかどうなのかということ
も考慮してください」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） どちらでやるかなのです。ここで十分説明してしまうか、次の予算の審議の臨時議会の部分でやるかどちらかですので、その点はでは質問者、答弁者考えて答弁してください。
産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） 議員ご懸念の点当然だと思います。

当然ランニングコストについても、なかなか難しいところはあるのですが、想定して、早期に町は当然ですが、入ってきた事業者の方にも努力いただき、早期に営業内容というか改善して、最初は難しいと思うのですが、やはり早い時点で収益の上がるような形にしていただくというのが一番でございます。ですから、そのために当然指定管理の選定を初め、あるいはその中の借地料の設定もそうなのですが、十分に考慮し、早期の時点でその指定管理自体が黒字だったり、営業成績がよくなるというふうなことを十分に目指すというか、当然それが早期にできるように努力してやっていきたいというふうに思っております。

借地料につきましては、後でお答えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 事業者、これ借りる施設の権利に関して1点だけ。

権利をどういうふうに入る事業者に与えるのか。仮にその人が何かの理由でやめるときに、その人が第三者にその権利を転売できるのか。組合にそっくりそのまま戻すだけで終わるのか。なぜだかといえば、入るだけ入っておいて、始まって半年ないし1年ぐらいやつたら、あと権利は売ってしまうという人も出ないとも限らないから、あえて確認させてもらいます。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） 権利ということでございますが、当然出店する際には、それなりの決意とその準備をしていただいて入ってくるようになると思います。

なかなか経営が難しいといった場合に、その方がやめたからすぐにでは権利というかどうかあれなので、転売するとかその譲渡するということは、指定管理やっていく上では想定しておりません。事業を取りやめるとなれば、その代替の方の業者を募ったり、あるいはそういうことは当然考えられ

ますが、権利があってそれを譲渡するというのは当初から想定していませんし、あり得ないと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 契約内容、これ私たちはわからないから、あえてそういう懸念材料があるということで確認のため会議録に残しておかなければならぬから、後々実はということあったのでは困りますので、ないのであれば質問終わります。

○議長（塚野芳美君） 副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 私からも補足します。

ちょっと繰り返しの部分ありますが、これやはり事業再開という視点も当然あります。公金も入ります。そのうえで、簡単に転売を許せるような状況は今課長申し上げたとおりあり得ないし、あってはならない。それをどうやって契約で担保するかとかいうところは、十分吟味しながらやっていきたいと思いますので、ご指摘の部分十分我々も留意しながら担保できるようにやっていきたいと。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 11番さん、よろしいですか。

では、12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） この複合施設、ショッピングプラザですが、富岡町は郡都富岡と言われて、20キロ圏内でもやっぱり富岡が目玉になろうかと思うのですが、広野もショッピングプラザあったのですが、あれは町の中でもう再開不可能の状態だと。浪江もありますけれども、浪江も全然手つけていないということで、やっぱり29年4月に帰町宣言する、しないは別にして、帰れるような状況をつくるというのは絶対必要な私は施設なのかなと思うのです。

そういう中で、当然29年3月までオープンにこぎつけてほしいと思いますが、今の内容を聞いてみると、町内事業者への説明会で32事業者が説明会に来てくれたということで、これ町内事業者ですから、32事業者は間違いなく町内の業者という考え方でいいのですよね。そういう考え方だとすれば帰町宣言する、しないのアンケートあたりから考えていくと、かなりやっぱり興味持っているのかなと思うのです。そういう中で、32業者全業者入るということはまずないのかなと思うのですが、ぜひ取りこぼしのないように、入れるようにしていただければありがたいと思うのですが、町内事業者の出店調整と確定というのが今年度の12月上旬となっていますから、もう1カ月くらいしかないです。その11月9日の説明会のニュアンス、どういうようなニュアンスでいるか。もう1カ月後には確定しなくてはならないですから、その辺の中身をちょっと聞かせていただければありがたいなと。

その中身の中でも、どういう業種が意欲を持っていたか、ぜひその辺をお聞かせ願いたいと。

あとは廃棄物の処分、これ当然処分費用ということで7億800万円ですか、これ見ていますが、これは当然工事というか、中から全部表に出して処分場まで持っていくて処分費用まで含んでいるのかなと思うのですが、この部分、当然もう時間がないと言われればこれどうにもならないのですが、こ

ういう部分をどういう形態で出すのか。町内業者に出すのか、それともこういうものを取り扱う業種の中に出すのか、その辺の入札の出し方、どういう形態で出すかはわからないですけれども、その出し方も教えてください。

あと、この津波補助金で、中の要はに入る人たちの賃料とかそういうのはある程度減免してくる。指定管理者制度にすると、町長の権限である程度減免できるわけですが、やっぱりこれは3年や5年の考えでは絶対成り立たないと思うのです。やっぱり50年、100年単位で考えていった場合に、これだけの災害受けて3年、5年では恐らくどうにもならないと思います。20年、50年、100年くらいの単位で考えて、やっぱりここに入る業者を優遇するようになってしまふかもしれないですが、それくらい優遇しないと町内に出店目指していく人なんか誰もいないと思います。まず、買ってくれる人がいないのだから、そういうことから考えたら、ここに出店する人には全面的にやっぱり30年でも50年でももうそういうものは考えるよという形にしないと、恐らく32事業者説明会に行ったといったって、恐らく行っただけの話になってしまふのかなと思うのです。採算は、採算とっていくのはなかなかやっぱり難しいと思います。

そういうことで、そういう部分をきちんと町がうたってやらないと、なかなか私は実になってこないのかなと思いますので、ぜひその辺は今まで一番最初に13番議員さんが言ったように、リフレなんか見ても億のお金を町が投入していたわけですから、そういうときとまた全然もう違う状況が生まれているわけですから、その辺をきちんと言わないと、判断が鈍る原因になってしまふのかなと思いますが、その辺はもう12月上旬に出店者を決めるところでうたっているのですから、そこまで本来煮詰まっていなければならないと思うのです。その辺をどこまで煮詰まっているのか教えていただければありがたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（猪狩 力君） ご質問いただきました商工会の事業説明会でございますが、32事業者集まった中で、そのニュアンス的なものということでございますが、それぞれ3日間やったうちで20事業者、3事業者、9事業者という割合でいわき20事業者、1日目、2日目、3事業者、4日目、9事業者、郡山という割合でございました。

その中で、前に商工会にあったアンケートの中でも、出店する上でのはっきりとした判断材料がやっぱり判断はつかないというのが大半の考え方だろうと。32事業者の方が最初から出店を間違いなくするというわけではございませんで、やはり富岡町がこういったことをやることに対してどういった内容、どういった考え方なのかというのをまず聞きたいということで見えられたのかなと思っております。

あわせて、その来られた方、ちょっと1日目はエントリーシートを後日郵送という形になってしまいましたけれども、やはり判断がつけるまでの期間が余りにもない。ただ、出店するか今後のいろんな生活状況を鑑みて、やはり出店するに当たって情報量が少ないと、あとは国、県の補助制度がち

よつと見えてこないと。また、町はこれからも新たな制度を要望したりというようなお話をさせていただきましたが、どうしても出店というふうに決断するまでに時間がない中で、町としてはどういう考えで臨むかということにつきましては、やはりそのエントリーシートというものをまずお渡しして、その中でまずそういういった関心が高いというようなご意思を示していただきましたら、そういう方々にまた再度集まつていただきまして、ある程度先ほども重なった場合はどうするかというようなこともございましたけれども、いろいろとその中のやりとりをさせていただきながら詰めていきたいというふうに思っております。ニュアンス的には、やはり即入りたいという方は、今現時点では若干名ですが、そういうお声もいただいてございます。ただ、それも詳細をもうちょっと詰めていかないと、何ともはつきりしない部分がございます。

それから、指定管理者のその入る方の優遇、買つていただける方が少ないというようなことで、賃料の関係ともリンクすると思うのですけれども、実際こういった震災後の状況の中で、商業者が意欲を持ってハイリスクのところなのかと思います。どうしても赤字という部分を避けたい。当然ながら、その赤字を見通した中でその出店意欲がなかなかできない。ある程度戻った場合の想定しながら、リスクを覚悟しながら出店をしていただけると。復興に協力するというような意思を持った商業者の声も聞いております。そういう方に対して、町として何ができるかというようなことも考えつつ、また今実際持っています補助制度の説明もさせていただきましたが、今ですと帰還された場合の500万円上限の補助制度というのはございますが、ただそれも期限つきでございますので、そういう期限つきのものをどう考えるかというような部分を今後考えなくてはいけない部分かとは思いますけれども、そういう意味では商業者を支援する何らかの手立てというのは、やはり今後町として、また国県に要望という形になってしましますけれども、考えなければ本当の意味のその事業者の帰還というのは果たせないのかなというふうに考えておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） 廃棄物の件でございますが、廃棄物につきましては、議員ご承知のとおりにあの建物かなり大きくて、食料品の残渣とか、初め躯体そのものの取り壊しというか、そういう部分もございまして、今現在環境省のほうとそういったパート、パートでどんな処分ができるかというのを詰めさせていただいている。

ですから、その結果、どういう出し方ということなのですが、どういうものがどのぐらいあって、どうしていくかという精査していく中で、ではこれは例えば誰ができるのかとか、どうしたらいいのだろうかというのが出てくるのだろうと思っています。現時点では、完全にこういったものですよというのがまだ把握できていない段階なので、その上での出し方というのは当然町のほうとして決定していくと思っております。

あと、補佐のほうで話したように、採算というか実際に難しいので、50年、100年というのはなかなかあれだとは思うのですが、そのぐらいの気持ちでということだと思いますが、当然これ支えてい

くために途中で事業者ができないよというような状況があつてはならないと思っています。ですから、指定管理料だったり、賃料だったりする部分については、今後の動向の中でも見直しは必要だろうし、最初の設定でも十分にその辺を見越してやっぱり設定していくことが必要だと思っています。

あともう一つ言えば、こういうスケジュール管理ですが、次から次とあって実態がなかなかついていかないという部分もあるのですが、やはり目標をこのように設定させていただいて、おくれがちではありますが、それをできるような形で持っていくことを思っています。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 何かわかるようなわからないような話になってしまいますが、まず廃棄物の処理ですが、これだって決まればもう早急にやらなくてはならないことで、本来であれば町内の事業者と限定して考えているのであれば、商工会さんあたりにお願いして、一丸となってそういう片づけとか、そういう事業にも進んで参加してもらうようなシステムがとれれば、やっぱり町民全体で復興を遂げるのだよという形になっていくのかなと思うのですが、なかなかこの膨大な金が落ちているのもかかわらず、時間がないからということで横に流れていってしまうと、町民無関心の中でただ事業だけが進んでいるという状況が生まれるのです。だから、その辺を私懸念しているのであって、時間的にどうしようも間に合わない。29年3月というものがありますから、それからも逆算するとどうしても間に合わないから、3ヶ月かかってやっていられないから、1ヶ月となると、機動力のあるところというふうになってしまいかと思いますが、ぜひその辺も町内の業者さんともいろいろ探りながらやっていただければありがたいと思います。

あと、スケジュールがこれだけ迫ってきて、なかなか案も出しづらいと思うのですが、やっぱり出店してもらうには損得も当然出店するほうは考えますので、その辺の50年、100年と私言ったのは、そのくらいの期間でこの原発被災は続くのです。50年、100年でもおさまらないくらい続くのか、現実的には。そういった中で、商売やろう、町を何とかしようという意欲のある人には、やはりそういうものを投入しても私は惜しくないのかなと思うのです。いろんな要はこのテナントに入る人以外でも、いろいろ産業振興課さんのはうで補助金2分の1の補助とか、上限1,000万円の2分の1の補助とか、先ほど500万円なんていう、それ同じやつなのか。多分そういう補助金がいっぱいあると思うのです。あと、国、県ではグループ補助金だ何だかんだといっぱいありますから、そういうものをもう的確に指導しながらやっていけば、補助金はいっぱい探れるのかなと思いますので、町内に出店する業者さんに対しての不公平さはそこで生まれないのかなと思うのです、そういう補助金ありますから。ただ、先ほど5番議員さんが言ったように、町外に自助努力でやる人にとっては何の補助金もないのです。今もう町内を目指していますから、そういう部分をぜひ探っていただければありがたいと思います。どうでしょう。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） 全体的なスケジュール組む中でおくれぎみだと、大変事業者の方々も容易でない決断というか、そういう部分あるとは承知しております。

廃棄物のほうについては、議員さんのご意見等も考慮しながら今後検討させていただきたいと思っていますし、あと事業者、町外の事業者という言葉もございましたが、なかなか町自体では難しいところもございますが、やはり先ほど申しましたように、当面はまず今実際国のほうで調査現実にやっていますし、そういう中で新しい制度、できるかどうかはまだわかりませんが、それも含めて検討したいと申していますし、あと我々もその被災者というか、住民の立場、営業していく立場でやっぱりそれをきちんと見て、必要な部分についてあるいは必要な制度については今後ともというか、ぜひとうか、もう絶対にその辺はやっていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） ぜひお願いします。

入る、ここに出店する判断材料として、ぜひテナント料は3年免除するのだが、5年免除するのだが、その辺をテナント料ばかりではなくて、営業が始まれば営業に係るいろいろ諸問題、要は水道代とか電気光熱費とかいろいろそういうものに関しては、出店した人にかかりますよと書いてありますので、それ以外のものをテナント料とかそういうものに関してはやっぱりきちんとこうたってやらないと、判断材料ならないです。取られるのだが取られないのだが、2年間だけ減免してもらえるのだがそれとも2分の1の減免でおさまるのか、3分の1の減免になるのか、それはやっぱり出店の材料として町が投げかけてやらないと答えは出ないです。だから、それを一日も早く投げかけてやらないと前に進めないと想いますので、ぜひその辺を課内、町長、副町長含んで検討して、一日も早く出していただければありがたいと思います。

終わります。

○議長（塙野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） ご指摘の点当然だと思いますので、そのようにやらさせていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） ないようですので、それでは付議事件1の商業施設整備事業についての件の質疑は終了いたします。

次に、2番の大規模太陽光発電事業についての説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） それでは、引き続き2番目の太陽光発電事業についてご説明させて

いただきたいと思います。これも、着座の上説明させていただきます。

本町の太陽光事業でございますが、現在本町内で3区域というか、3地域内で設置に向けた事業が進んでおります。1つは大石原、下千里地内の40ヘクタールで、これはご承知のとおり福島県と富岡町、本町側の共同で事業を進めている地域でございます。2つ目は高津戸地内です。あと3つ目は杉内地内で、これはいずれも民間事業者等が中心となって、おのおの約40ヘクタールを対象に事業を進めているものでございます。本日はこの3地内の事業について、その全体の概要等をご説明したいと思っております。

説明に当たっては、安藤係長のほうから説明いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 商工係長。

○産業振興課商工係長（安藤 崇君） それでは、私から説明いたします。着座の上いたします。

説明に当たりましては、お手元資料、資料2と書かれまして、農地活用による太陽光発電事業についてをもとに説明いたします。お手元資料をお開きいたしまして、1ページからでございますが、こちらについて、まず太陽光発電事業について当町の考え方を示したものでございます。本年6月に策定しました第2次復興計画におきましては、土地利用方針の中で太陽光発電事業につきまして、農地の再生活用ゾーンにおいて実施し、また推進していくものとしております。そちらの内容は、1ページにお示しさせていただいておるところございます。

2ページにつきましては、再生可能エネルギーを実施し、今後まちづくりを図ってまいりたいという詳細を計画の中でうたっておりまして、エネルギーを中心とした産業によるまちづくりとしまして、新たなエネルギーの創出、再生可能エネルギーを活用してまいります。今回の太陽光発電事業も、再エネ事業の一つとして今般実施してまいるところでございます。

なお、本事業実施に当たりましては、そちらの実施から得られた売電収入の一部は、今後の町の復興のために役立ててまいりたいと考えているところでございます。

こちらを踏まえまして、現在町内では、3ページでございますが、農地と呼ばれますところがおよそ1,200ヘクタールございます。畠が300ヘクタール、田んぼが900ヘクタールでございます。そのうち今般は120ヘクタールを活用いたしまして、3地区にわたる大規模な太陽光事業を実施してまいるところでございます。

資料4ページでございます。3地区の詳細実施につきましてでございますが、上から杉内太陽光発電所がございます。こちらについて、発電設備は約20メガワットを予定しております。面積約40ヘクタールでございます。地権者数は55名となっておりまして、仮同意を得られているところでございます。なお、発電につきましては東京電力へ接続となりまして、こちらは国が進める固定買い取り価格を利用することになります。

続いて、高津戸太陽光発電所でございます。発電設備は約30メガワット、面積は約40ヘクタールでございます。地権者数は38名、同意は得られているところでございます。こちらの発電事業者は、株

式会社さくらソーラーとなりまして、地元地権者が設立した会社となります。こちらの接続先も、同じく東京電力でございまして、国の制度を利用しているところでございます。

最後になりますが、福島県と当町が共同で進めるというところでの大石原・下千里太陽光発電所でございます。こちらは、約20メガワットの発電規模をもちまして、面積を上記2事業所と同じく約40ヘクタールとなります。地権者数は58名、仮同意、本格同意等を取得済みでございます。発電事業者につきましては、富岡復興エナジー合同会社でございまして、こちらの詳細につきましては、さきの9月の定例会で皆様に説明を差し上げたところですので、今回は省略させていただきます。接続先は東京電力でございまして、こちらも固定買い取り価格というところで国の制度活用となります。

こちら3事業合わせて、おおよそそれぞれ40ヘクタールを利用してとなりまして、総計120ヘクタールを利用しての事業実施ということになります。また、総発電量につきましては、約70メガワットというところとなります。

資料5ページをごらんください。今日に至るまで各事業に対するこれまでの取り組みでございますが、まず町といたしましては、各事業所からのお話があった際に、設置に関する判断基準というものを設けまして、その基準に合致したものの中で適正かどうかというところで了承するかの可否を判断してきてまいりたところでございます。まず、太陽光を実施するに当たりましても、やはり基幹産業であるところはこれまでどおり農業政策を軸としていくところは変わりございません。ただ、土壌汚染または高齢者等後継者不足により、今後の担い手が心配される農地等において、長きにわたり営農再開が難しいところ、農地におきましては、太陽光を認めるというところとなっております。

その詳細が以下の判断基準にもかかわってきまして、大きな柱が4つでございます。①としましては、土地の有効利用、農地保全または農業施策との整合性というところで、農業施策との調和が図られているものというところが一つの判断ポイントとなります。読み上げますと、土地利用と営農再開との調和が図られているかどうか。太陽光実施をすることによって、既存の用排水水路への影響等のものです。あとは各種農業施策、その後農業施策との整合性というところとなります。

2つ目については、向こう20年間にわたる事業でございますので、発電事業会社の安定した経営ができるかどうかというところの判断が2つ目のポイントとなります。

3つ目としましては、地域住民の理解というところでございます。地権者を始めとする地域住民の方々の一定の理解を得られているかどうかが判断のポイントとなります。

最後に、④としまして、こちらは発電事業の売電収益の一部を活用するという旨の各事業者からの企画またはその具体を町のほうに提示していただくものということになりました、その内容について実現性が高いかどうかというところで判断をさせていただいたところでございます。

以上、大きな確認ポイントは、こちらは総じてさきの3事業者を今後事業実施していくというところで町が判断をしていたところでございます。

6ページ以下については、各事業所の詳細をご説明いたします。なお、現段階においてまだ決定と

ならない未定のところもございますので、今後変更となることがあるところはあらかじめご了承いただければと思います。杉内地区大規模太陽光発電事業にございますが、事業主体は民間企業が実施をする予定でございまして、今月20日に設立となる予定でございます。事業用地は、皆様にお示ししたとおりでございます。事業用地の現況・面積につきましては、農業振興地区内農用地（田）となりまして、さきのとおり面積は40ヘクタールとなります。発電出力でございますが、総出力、設備自体が発電をできるその設備能力としましては21.8メガワットとなります。ただ、そこからP C S出力、こちらパワーコンディショナー出力となりまして、実際の直流から上がった電力を家庭でもご利用できるように交流の方に変換をしなければいけません。実際使える電力としては、18.0メガワットがこの事業となります。総事業費は約60億円でございます。工事期間、こちらは設備の設置期間でございますが、平成28年3月から29年9月を予定しております、発電期間は29年10月から向こう20年間を事業期間としております。なお、事業完了後は、発電事業者責任のもと設備の撤去も入るところでございます。

続きまして、7ページでございます。高津戸・清水前地区大規模太陽光発電事業でございます。こちらの事業主体は、株式会社さくらソーラーでございます。さきに申し上げたとおり、地元地権者が立ち上げた会社でございます。事業用地につきましては、町内での高津戸・清水前地内を予定しております。事業用地現況・面積につきましては、まず用地については農業振興地区内農用地となりまして、現況の多くは田となります。面積は、約40ヘクタールでございます。発電出力は、総出力が35.3メガワット、P C S出力が29.4メガワットとなります。総事業費は約150億円を予定しております。工事期間につきましては、平成28年4月から平成29年12月を予定しております。発電期間でございますが、こちらおおよそでございますけれども、平成30年1月から向こう20年間となります。

お手元資料8ページです。大石原・下千里地区大規模太陽光発電事業についてでございます。事業実施主体は、富岡復興エナジー合同会社です。事業用地は、町内大石原、下千里地内を予定しております。事業用地現況及び面積につきましては、さきの事業者と同じく農業振興地区内農用地で、現況は田、面積は約40ヘクタールとなります。こちらの事業についての総出力は26.0メガワット、P C S出力は19.8メガワットとなります。総事業費は約90億円を予定しております。発電設備の設置期間につきましては、平成28年4月から平成29年10月を予定しております、発電期間として平成29年11月から向こう20年間の事業となります。いずれにしても、こちらの3事業は向こう20年かけての事業となるものです。

最後のところでございますが、こちらは大石原・下千里地区の大規模太陽光発電事業についての今後の事業計画を示させていただいております。なお、ほかの2事業については、時期は異なりますが、おおよそこちらと同じような、前後する形でありましても同じような流れで進むものと考えておるところです。

まず、こちらの事業につきましては、10月20日に農業委員会総会におきまして事業計画を改めて説明したところです。今月4日におきましては、土地改良区総大会において事業計画を説明し、3地区への事業の容認を得られました。また、今後は農地転用した後で地権者との契約の締結を図り、いよいよ発電の事業開始となるのですが、その詳細がこちらの表でございます。11月中に事業用地の測量、地盤調査等を行っております。12月には、各地権者との契約締結を行い、農振農用地の除外、農地転用へ向けた手続を進め、年明け1月に農地転用が完了となる見込みでございます。2月、3月にかけては、発電設備設置工事に係る準備期間といたしまして、年度明けての4月から設置工事が開始され29年秋ごろから発電事業が開始されます。そちらの20年後の事業完了後は、おおむね3ヶ月から6ヶ月をかけて発電設備の撤去を行い、本事業が完了という流れとなるところでございます。

私からの事業説明は以上となります。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 大変申しわけございません。追加補足の説明を少しさせていただきたいと思います。

担当課より説明があったように、事業3地区については実施をするということで判断したと。それから、9ページにあるように農業委員会、それから土地改良区等々で事業についても了解を得られているというところで、土地利用の再編、それから特例の許可を受ける、それから手続の特例を受けるというための復興特法に基づく復興整備計画を作成いたしまして、前段で8月に都市計画の変更ということで復興整備計画つくっておりませんので、変更という形で作成いたしまして、11月30日復興整備協議会において計画を審議いただく。その後に農振除外、それから農地転用というような手續になっていくということになりますので、申し添えたいと。復興整備計画にのせるものは、3地区全てのせるということでございますので、ご了解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 説明はわかりました。

ちょっとわからない点2点ばかりお聞かせください。設置判断基準ということで、安定した経営、経営が維持できる企業の資金運営とか、これと地域住民の理解、これは地権者の理解ではないのでしょうか、地域住民の理解はどうやってとるのか。あと、判断基準はどういうふうな状況の中で誰が判断するのか、その2点をお教えください。

といいますのは、株式会社さくらソーラー、地権者でこれつくるのかなと思うのですが、発足するのかなと思うのです。あと、杉内地区もそうですよね、これ。町が絡んでやるほうは、その点は十分問題ないのかなと思うのですが、といいますのは、発電しているうちは当然買電すればお金も収入として入ってくるわけですから、その収入をある程度積み立てておいて、最終的に20年たった後で撤去

費用に充てるという考え方になるのだろうと思いますが、その辺がなかなか民間でやると20年たつたら知りませんよなんていう形もなきにしもあるので、その辺が銀行の裏づけ、銀行がバックにつければいいとか、何かその了解を出すポイントというのは何になっているのか、誰が判断するのか、お教えください。

○議長（塙野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） お答えしたいと思います。

結局安定した経営というか、本当に安全性を担保できるかということでございますが、町において判断するのは農地転用の部分、本来であればなのですが、ただ当然町内で行われることでございますので、その辺も事業者のほうに求めてまいりました。通常の銀行ないしそのファンドとか、あと発電会社とは、ある程度の形にならないと参加しますよとは表明しないのですが、本当に担保できるのかということで、私たちのヒアリングの際にもその銀行関係者、あと発電事業者もおいでいただきて、その上で完全に参加しますよという文書ではないのですが、この事業に参画するためにここに来ているのだということで、銀行あるいはその設置事業者と想定される方からは文書はいただいておりますそれで、その上で共同でやっていくのだということで、参加表明をいただいております。

あと、地域住民の話ですが、地権者に対する説明は当然でございますし、整備計画そのものもそうなのですが、やっぱり周辺住民の方の説明ないし同意、それは当然必要になってきてます。町においては、先週土曜日1回いわきのほうでやらせてもらっていますし、あと今週は郡山のほうでやらせてもらっています。あわせて、そのパブリックコメントという形で意見をお寄せくださいということで、ネット上等ではやっております。当然そのほかの業者の方、民間の業者といえども同じなので、その辺はまだ行われていない。予定ですが、当然やるということで確約はいただいているので、今後その辺は民間業者のほうにおいても進めていくのだろうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） そうしますと、その手続上の問題なのですが、当然地域住民ということに入っている以上は、説明会やら何やらやって初めて認められていくものだと思っていますが、その前に許可を申請してきた場合には、町のほうでストップかける線はあるのですね。その辺をきちんとしていかないと、ただ町が選考して農業委員会に出てきました。これは、当然企画のほうで上げていますから、ではいいですよとなって、地域住民とかあと経営の維持、安定できる維持という部分が損なわれて進んでいった場合には必ず後問題出ます。だから、その部分をどこがきちんとブレーキかけるのか農業委員会なのか、産業振興課なのか、企画なのか、その辺をきちんと教えていただければありがたいです。

○議長（塙野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） ご質問のお答えとしては、最終的にブレーキをかけるのは企画課という

ことになります。

復興整備計画において、復興特法のその農地利用の変更であるとか、転用の特例を受ける計画をつくるということでございますので、11月30日までにさまざまそろわなければ、復興整備計画にはのせないということになる。のせないということは、除外も転用もできないということでございますのでお答えとしては企画課で制限をかけるということになろうかと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 住民の理解の部分はどちらがお答えになるのですか。

〔「地域住民」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そう、地域住民の理解の件については。

〔「そういうの全部そろわなきゃのせないということでしょう」と
言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） 先ほどお答えいたしましたように、当然いろんな意見ございますし、その調整を図っていただくのが前提でございます。

その内容というか、どういう意見が上がってき、反対、賛成とかいろいろあるのだと思いますが、それが最終的にどういう理由でどうなっていくのかというのは、住民同士の話し合いの部分でありますし、役場も当然そのかかわる部分がありますが、基本はやっぱりその事業者と住民の方が十分に話し合ってもらうという中での話ですよね。ですから、今の段階でどうのこうのとなかなか言いがたいのですが、きちんと説明会を開いていただき、その上で問題があればどういう問題なのかということに応じてやっぱり対応していただくと。最終的には、やっぱり調整していただくというのが前提になります。ですから、今の段階でなかなかどちらがどうのというのは難しいのですが、そういった方向でやっぱり最終的な調整を図るということでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） これこの部分がなかなかどこでブレーキかけられるかというと、難しい部分なのかなと思うのです。

先ほど企画課長から11月30日まできちんとした形で上がってこないと、整備計画の中にはのせられないよという答弁ありがとうございましたが、これももう11月30というと幾らもないです、日にち的に。そういう部分で、地域住民を集めて説明するからには、少なくとも1ヶ月前に文書で通達しておかないと、なかなか集まりづらいのかなと思うのです。だから、そういうことをやっぱり町のほうからきちんとこの事業者に言わないと、その辺がおろそかになる可能性は大です。その辺を私懸念していますので、ぜひこの辺は地権者にとってはある程度利益こうむる部分がありますので、問題ないのかなと思うのですが、地域住民入っている以上は、やはりその辺をきちんとしていると思いますので、ぜひ

お願いします。

というのは、あともう一点なのですが、随分前から動いていた話で、実際太陽光では参加しますよと同意した人たちも、この民間でやっているほうに関しては、随分いろんな話入ってくるのです。今となっては、これだけきれいになって見えてきたものだから、もうやりたくないという人も中には結構いるのです。私のところにも二、三人、俺は真ん中なのだけれども、もう太陽光なんかやりたくないのだけれども、どうすればいいべなんていう人もいるのです。だから、その辺は地権者の聞き取りはぜひ町で、民間に関与はできないのでしょうかけれども、本当に難しいのかなと思います。ただ、今言った部分で地域住民の理解とか安定した経営の部分で、きちんとブレーキかける部分があれば、きちんとしたブレーキをかけていかないとなかなか難しい問題が起きてしまうと思いますので、ぜひその辺は町のほうの指導力を発揮していただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） 事業者への対応でございますが、従来からそういう説明ないし理解を得るようにというような対応はしてまいりました。なお一層、期間も期間ですので、さらにそういうのを徹底するように対応してまいりたいと思います。

あと、その以前契約された方という話で、状況が状況なだけにという話ですが、これは確かに議員おっしゃるように、私たちが直接介入してどうのこうのはなかなか難しいのですが、当然今後20年にもわたるものですから、それは再度事業者のほうにも本当にその同意は仮同意とかとてはおるもの、参加の意思があるかどうか。あと、問題が生じないような対応を十分に図るようにというようなことで指導というか、対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○12番（渡辺三男君） ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） どの場面で説明してくれるのかなと思って待っていたのだけれども、説明ないから。

農業者年金とか、滝川ダムの分担金とか、前に4問か5問投げかけていたのだけれども、何も説明ないのだけれども、そこら辺どうなっているのか、よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） 失礼しました。忘れていたわけではなくて、説明しようとしておりましたですが、おっしゃられるように農業者年金の問題とか転用、農地転用による滝川ダムの問題とか、あと生前贈与、不動産取得税とか、あと多岐にわたります。その辺については、町の部分については個人ごとのシミュレーション1度お送りして、暫定でございますが、こういうものがあるよという話はさせていただいているし、あと説明会でもその旨は説明しております。

今後、制度そのものの精査も終わってきたので、この場合はこうなるよというのがなかなか最初はわからない部分もあったのです、多岐にわたっていたので。その辺がわかつてきましたので、今度はより実態に近い形での説明を行いたいと思っております。

あと、いろいろありました。それは個々人でかなりこの人はこの農業主体にひっかかるし、この人はひっかからないというようなありますので、その負担になるような部分については、より丁寧に説明していきたいと思っております。

あと、ほかの事業者についても同様でございますので、やはりその辺はきちんとすべきだし、後で問題起きないようにするの自然でございますので、その辺も徹底していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） だから、特にこの事業にかかわるところばかりではなく、ここは減免だと、仮に。こういう状態で特例で減免だと。今度この事業にまざっていないところは、従来どおり徴収だと。そこら辺のこともよく考えながら進めてもらわないと、後々行政が関与した分がどうなっているのだと、そういうことになるから、それはもう1年も前ぐらいから言っているわけだから、やはりある程度煮詰まってきたら、せめて質問した人間がこの場面で大事な部分だと思うのだけれども、答弁してもらいたい、説明。そうでないと、この場面、場面で簡単に議会通そうというような意思にしか見えなくなるのだ。質問したものは、ちゃんと調べて返してよこすように議長からも今後は言っておいてください。

終わります。

○議長（塚野芳美君） 暫時休議します。

休 議 (午前11時55分)

再 開 (午前11時56分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） 大変申しわけございません。ご指摘あった点については、隨時適切な場面でお答えするようにしていきたいと思いますので、大変申しわけございません。

あと例えば農業者年金とか制度についても、ここで全部説明はなかなか難しいところもありますので、必要であればこういった対応だというものはお出ししたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 以前ご指摘いただいた部分に十分なこういった場面でご説明が結果として漏れてしまっていることについては、大変申しわけなく思います。おわびを申し上げます。

ただ、ご指摘いただいた点は十分我々も考慮して今まで説明等をしてきた経過がございますので、若干1つ事例を出しながらご説明したいと思います。わかりやすいのは固定資産税なのですが、先ほど議員は減免という話しされていますが、今のところ我々は農地を転用した場合には、雑種地というか、若干高くなるのです。高くなる部分については一方で賃料が発生して、やっぱりそれは行った来たでどうかという判断が必要だと思うんです。ですから、平米当たり幾らという賃料だけでもって土地地権者様がご判断されると、実は固定資産税上がるというのを全然情報がないとこれ混乱してまたいろいろ問題になってくる。これ我々非常に気にしていまして、一方で固定資産税をどうするということもある程度方向性として決めて、あとは地権者に十分説明するように、我々が係る大石原、下千里は丁寧に説明しました。ほかの民間事業者については、農業者年金等々の問題も含めて、ここは確認事項等ペーパー出して、丁寧に皆さんにその辺を誤解のないように説明しろということで申し入れています。結果として、皆さん同じ認識、地権者様が同じ認識でいられるかどうかというのは、これ100%我々も一人一人確認していないのですが、そこら辺は民間の皆さんへの指導というか、役場の立場としてしっかり住民の皆さんに誤解のないよう、混乱起きないように説明してくださいということで再三申し上げて、最後のというか、直近の確認事項という中でもそのような説明をさせてもらっています。固定資産税の事前の前の段階の説明が若干安かったり高かったり、我々が想定しているのと違う説明をしているという実態ありました。実際ありました。ただ、そういったことはちゃんと丁寧に是正の説明をするように指導してきた、そんな経過もありましたので、補足でございますが、ご指摘の部分については混乱のないように、町主導のもの、民間のものも含めて対応してきたという経過がございますので、加えましてご説明を申し上げます。よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） さっき私減免と言ったのは、こういう災害のときだから減免で、農業者年金とかそれにかかるもの全部がなくなったのではないかという話だ。それで、一番大事なのは、太陽光事業、入った人はこういう優遇、有利なことがいっぱいあって、入らない方ばかり滝川ダムの分担金ばかり残されたとか、そういうことないようにしてくださいと1年ぐらい前から、はっきり言って副町長には2回言っている。これ調べたのも返ってこないし、多分きょうあたり言ってくれるのかなと思っていたのだけれども、一切さわらないから、だから今後は投げかけても戻ってこないのであれば一般質問に切りかえてやっていきます、私は。

終わります。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） 先ほど申し上げましたように、適切な場面でお答えがなかったということについては陳謝申し上げますし、あと今後もそのようなことのないようにしてまいりたいと思っています。

あと入った方と入れない方という話で、先ほどの商業施設ともまたダブってくる部分があるのです

が、当然まざる、まざらないというのはその地域で、ご本人、地権者の意向を確認しながらやってきております。ただ、遠く離れた地域の方がまざりたいと言ってもなかなかこれ困難なことですし、太陽光発電はやっぱり送電線に近い部分とか、そういった条件がありましたので、こういった形になっております。これは農業ですけれども、農業政策、あるいは農業を産業化してやっていけるというような部分については、さっきの商業と同じようにこのままではどうしようもないのはわかつておりますので、やはりその部分、農業という部分でどうやっていくかというものについて町としても打ち出していくって、あと当然プレーヤーになる地権者というか、農業者の方ですか、と何をやっていくのかというのを、これもまた今からかと言われるのですが、やはり現時点はそういう形になっていますので、その辺は残った方がもう土地を放棄してどうのこうのとならないようにするのが私たちの役目だと思っていますので、その辺は頑張ってやらせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） なければ付議事件2、大規模太陽光発電事業についての質疑を終了いたします。

午後1時まで休憩いたします。

休 議 (午後 零時02分)

再 開 (午後 零時59分)

○議長（塙野芳美君） それでは、再開いたします。

付議事件3、国際共同研究棟建設事業についての件を議題といたします。

説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） お疲れさまでございます。国際共同研究棟につきましては、皆様ご承知のとおり8月に文部科学大臣より町内王塙地区に立地すると決定いただいたところでございますが、詳細につきましては事業主体であるJAEAと協議をし、定めていくというところのようで、我々としてはJAEAとこれまで協議を重ねてまいったところでございます。今般施設の建設の場所が固まつたことから、場所、それから今後の予定、事業概要などを詳細に説明したいということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

説明は主幹、本宮より申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（塙野芳美君） 主幹。説明は着座のままで結構です。

○企画課主幹兼課長補佐（本宮幸治君） それでは、説明のほうさせていただきたいと思います。説明のほうは、資料3に基づいて進めさせていただきたいと思います。

まず、1番、施設概要、確認の意味になりますが、まずこの施設ですが、平成27年4月に茨城県東海村に開所しました廃炉国際共同研究センターの拠点施設となります。廃炉等の研究開発、あとは人材育成の場として国内外から100人から150人程度の研究者の方が集うような予定であります。事業主体といたしましては、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）でございまして、延べ床面積約2,500平米、竣工予定が29年3月という施設になってございます。

次でございますが、2番の取得用地（立地場所）でございます。立地場所については、今ほど課長のほうが申し上げましたとおり、JAEAのほうと、あとは地権者のほうと調整を進めてまいりまして、役場、あとは文化交流センター学びの森と一体となった交流拠点を形成するという観点から、以下の図で示させていただきましたこの用地を立地場所として取得をさせていただきたいというふうに考えてございます。本日臨時議会のほうで上程をさせていただいております用地購入等に係る予算のほうをお認めいただきました後、農地転用を経まして町が用地を購入、あとは簡易的な造成を行った後に本年度末を目途にJAEAのほうに売却のほうを進めてまいりたいと考えております。

今後の予定でございますが、今ほど申し上げました本日臨時議会のほうで予算のほうお認めいただきました暁には、あす14日に周辺地権者の方への説明を郡山市といわき市のほうでさせていただきまして、11月30日の復興整備協議会のほうで農地転用の手続を進めてまいりたいと考えております。その後、12月の定例議会のほうに町が地権者の方から購入する用地の購入の同意。続きまして、3月の定例議会で今度は町からJAEAのほうに売却する同意のほうをいただければというふうに考えてございます。

説明のほうは以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 質疑なしと認めます。

よって、国際共同研究棟建設事業についての件の質疑を終了いたします。

4番のその他ですけれども、執行部、その他ございますか。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 済みません、先般11月11日になりますが、委員会等々でもお話をしております帰町検討委員会を立ち上げたところでございますので、ご報告を申し上げたいというふうに思っています。

委員会は、幅広い分野からのご意見をいただくという観点から12人で構成しております、帰町計画を策定するというところと、それから次年度にはその帰町計画を帰町を評価する指針として用いながら、同メンバーで状態、状況の評価をしていただくというようなことを考えているところでございます。

詳細につきましては、来月それぞれ総務常任委員会、それから復興産業常任委員会ございますので

その際資料を提出しながらご説明をしたいと思いますので、本日はご報告にとどめさせていただきた
いと思います。

以上です。

○議長（塙野芳美君） そのほかは執行部ではございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） 議員からその他ありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） なければ、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を終了いたします。

閉会（午後 1時04分）